

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書	
【提出先】	関東財務局長	
【提出日】	2021年9月30日	
【会社名】	工藤建設株式会社	
【英訳名】	KUDO CORPORATION	
【代表者の役職氏名】	代表取締役 工藤 英司	
【本店の所在の場所】	神奈川県横浜市青葉区新石川四丁目33番地10	
【電話番号】	045(911)5300(代表)	
【事務連絡者氏名】	取締役経営管理部長 秋澤 滋	
【最寄りの連絡場所】	神奈川県横浜市青葉区新石川四丁目33番地10	
【電話番号】	045(911)5300(代表)	
【事務連絡者氏名】	取締役経営管理部長 秋澤 滋	
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式	
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当	305,089,800円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。	
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)	

1 【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

当社は、2021年8月26日に、監査公認会計士等の異動に関する臨時報告書を提出し、2021年8月27日に本有価証券届出書の訂正届出書を関東財務局長に提出いたしました。また、2021年9月29日に、事業年度 第50期有価証券報告書(自 2020年7月1日 至 2021年6月30日)を関東財務局長に提出し、2021年9月29日に本有価証券届出書の訂正届出書を関東財務局長に提出いたしました。これに加え、当社は、2021年9月30日に臨時報告書を関東財務局長に提出いたしました。これに伴い、2021年8月26日付で提出いたしました有価証券届出書のうち、「第三部 追完情報」に当該臨時報告書を追加し、併せてこれに関連する事項を訂正するため、本有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

第三部 追完情報

第2 臨時報告書の提出

3 【訂正箇所】

訂正箇所は_____を付して表示しております。

第三部 【追完情報】

(訂正前)

第2 臨時報告書の提出

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書(第50期事業年度)の提出以降、本有価証券届出書の訂正届出書提出日(2021年9月29日)までの間において、臨時報告書を提出していません。

(訂正後)

第2 臨時報告書の提出

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書の提出日以後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日(2021年9月30日)までの間において、以下の臨時報告書を関東財務局長に提出しております。

(2021年9月30日提出の臨時報告書)

1 提出理由

当社は、2021年9月28日開催の第50期定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2 報告内容

(1) 株主総会が開催された年月日

2021年9月28日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

イ 株主に対する剰余金の配当に関する事項及びその総額

1株につき金 105円00銭 総額 119,863,590円

ロ 効力発生日

2021年9月29日

第2号議案 取締役9名専任の件

工藤英司、工藤隆晃、藤井研児、田崎功、秋澤滋、中山仁、工藤隆司、内田裕子および平沼義幸を取締役に選任するものであります。

第3号議案 会計監査人選任の件

監査法人FRIQを会計監査人に選任するものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成(反対)割合 (%)
第1号議案 剰余金の処分の件	9,778	0	—	(注) 1	可決 100.00
第2号議案 取締役9名選任の件					
工藤 英司	9,757	21	—	(注) 2	可決 99.79
工藤 隆晃	9,757	21	—	(注) 2	可決 99.79
藤井 研児	9,757	21	—	(注) 2	可決 99.79
田崎 功	9,757	21	—	(注) 2	可決 99.79
秋澤 滋	9,757	21	—	(注) 2	可決 99.79
中山 仁	9,757	21	—	(注) 2	可決 99.79
工藤 隆司	9,757	21	—	(注) 2	可決 99.79
内田 裕子	9,757	21	—	(注) 2	可決 99.79
平沼 義幸	9,757	21	—	(注) 2	可決 99.79
第3号議案 会計監査人選任の件	9,777	1	—	(注) 1	可決 99.99

(注) 1. 出席した株主の議決権の過半数の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決又は否決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。